

# 平成 28 年度 滋賀県防災会議 議事概要

日時：平成 29 年 3 月 28 日（火）13:30～

場所：滋賀県危機管理センター  
3 階オペレーションルーム

## 司会)

ただいまから平成 28 年度滋賀県防災会議を開催いたします。

開会に当たりまして、滋賀県防災会議会長であります滋賀県知事、三日月大造よりごあいさつを申し上げます。

## 知事)

皆さんこんにちは。年度末、何かとお忙しいところ滋賀県防災会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、それぞれの皆さま方の、それぞれのお立場での県行政に対します、また防災に対しますお取組に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

栃木県の雪山では、雪崩により若い尊い命が失われるという、そういう事象も発生しております。亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

さて、今年度におきましても、4 月に熊本地震が発生いたしました。もう時間が経ったように思いますが、まだ 1 年経っていないと、そういう状況でございます。一連の地震活動で、震度 7 の揺れが 2 度も観測される、また余震等も数百回にわたり起こるとい、これまでに例を見ない、そういう地震でございまして、関連死を含めると 200 名以上の尊い命が失われたということでございます。10 月には鳥取中部地震も発生いたしまして、多くの家屋被害が発生いたしました。

地震以外にも、8 月には、台風 10 号に伴う水害によりまして、高齢者がお住まいになるグループホームで 9 名の方がお亡くなりになると、こういうことがございましたし、北海道から東北にかけて、農作物に大きな被害が出たということがございます。

直近で申し上げても、この 1 月から 2 月、本県におきましても、これまでにない雪が降りましたが故に、農作物や農業施設の被害も発生をいたしました。その意味で、風水害や雪害の多い 1 年でございます。

こういう状況を目の当たりにいたしますと、やはり災害は、この自然のなかで生きている以上、いつ、どこで、どのような形で起こるか分からないということございまして、そういったことを念頭に、意識を持ち、知識を高め、組織をきちんと整備しておく。何より平時からその備えを万全にしておくということが肝要ではないかと考えます。

今日のこの防災会議、のちほど事務局から詳しく説明がございしますが、主なものとして、国の防災基本計画の修正に伴いますもの、また近年の災害の教訓を踏まえた防災対策の修正等でございます。どうか、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を頂き、また、かかります計画等議決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

## 司会)

それでは本会議の定足数について確認させていただきます。

滋賀県防災会議条例第 3 条第 2 項の規定により、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないとされておりますが、本日の会議には委員 56 名のうち 46 名が出席されてお

り定足数を満たしておりますことから、この会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それから、本日の会議につきましては、公開といたしますのでご了承よろしく願いいたします。

次に、委員の皆さまのご紹介についてでございます。委員の皆さまのご紹介につきましては、本日お手元にお配りしております出席者名簿、それから配席図をもってこれに代えさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしてございますが、まずは次第でございます。それから、配席図と出席者名簿でございます。次第の一番下に記載してありますとおり、本日の資料といたしまして資料の1から6-2まででございます。ご確認をいただきまして不足等がございましたらお申し出をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。

滋賀県防災条例第3条第3項の規定によりまして、会議の議長は会長が当たることとされております。三日月会長によろしく願いいたします。

#### 議長)

はい、それでは、災害対策基本法および滋賀県防災会議条例の定めに従いまして会議の進行を務めさせていただきます。おおむね終了時刻は14時50分とさせていただきますので、皆さま方のご協力のほどよろしく願いをいたします。

本日の議題は、滋賀県地域防災計画の修正についてでございます。事務局より説明をお願いします。

#### 事務局)

失礼いたします。それではお手元の資料1に基づきまして、滋賀県地域防災計画の修正案の概要につきましてご説明申し上げます。なお、途中で資料2-1以降の資料もご覧いただきながらお願いしたいと存じます。

今回の修正についてでございますが、先ほど知事のごあいさつにもございましたように、国の防災基本計画の修正、それから熊本地震など近年の災害の教訓でありますとか、関係機関との協議などを踏まえた修正をおこなうものでございます。

資料1の主な修正項目の1点目でございます。国の防災基本計画の修正の反映についてでございます。防災基本計画は、平成27年9月、関東東北豪雨をもたらしました水害を教訓といたしまして、中央防災会議に設けられました水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループによる報告を受けまして、防災対策を強化する目的で、平成28年5月に見直しがされております。県の地域防災計画につきましても、この内容を反映させようというものでございます。

1点目の「水害に強い地域づくり」といたしまして、関東東北豪雨災害では、鬼怒川の決壊に伴いまして、広範囲かつ長期間にわたり浸水の被害がございましたが、このような水害は、日本中どこでも起こり得るものでございまして、住民の皆さまの生命や財産を守るためには、住民自身が水害に強い地域をつくっていくという自覚を持っていただいて、平時から取り組む必要がございます。この地域住民による水害に強い地域づくりの取組の契機となりますよう防災基本計画におきまして、国や地方公共団体は住民に分かりやすい水害リスクの開示に努めなければならないとされたところでございます。このことを受けまして、地域防災計画におきましてその旨の追記をおこなおうとするものでございます。

お手元の資料2-2、地域防災計画修正案の風水害等対策編の1ページをご覧いただきたいと存じます。1ページのちょうど中ほど、アンダーラインを引いているところでございますが、「第2 計画の基本方針」の1つ目、1として、「災害に強い県土づくり」というところでございますが、本文のほうに、「また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被

害を軽減する取組をおこなう契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努めるものとする」と今回追記をさせていただくものでございます。

それから、資料 1 にお戻りをいただきまして、主な修正項目の 2 点目でございます。「近年の災害の教訓を踏まえた防災対策の反映」につきましては、熊本地震や平成 28 年台風第 10 号の水害の教訓を踏まえた修正でございます。

まず 1 つ目の○でございます。「熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進」につきましては、昨年 4 月に発生をいたしました熊本地震に対し、本県からも被災地にさまざまな分野におきまして支援活動をおこなっていったところでございますが、この支援活動を通じまして得た教訓をもとに、本県の地震対策の充実・強化を図る目的で、県庁内で部局横断的なプロジェクトチームを設置をいたしまして課題と対応策を検討、整理してまいりました。その結果、資料 1 に挙げております 4 項目につきましては、今回地域防災計画にも明記をさせていただこうとするものでございます。

1 点目の、仮称でございますが、「『滋賀県地震防災プラン』を策定することを明記」という点につきましては、資料 3-2、これは震災対策編でございますが、こちらのほうの 33 ページから 34 ページをご覧くださいと存じます。

このプランにつきましては、ハード、ソフト両面について、地震対策の基本的な考え方でありますとかスケジュールを定めるものでございまして、平成 29 年度の新規事業といたしまして取り組むものでございます。

このプランに盛り込む事項につきましては、他府県等からの支援の効率的、効果的な活用という観点を含めまして受援体制の整備という点、それから、避難所運営でありますとか、あるいは要配慮者対策等の観点からの被災者支援対策を含みます市町との連携強化でありますとか、物資輸送に代表されます民間団体との連携によります災害応急対策などを予定しております。策定後は、本プランに基づきまして本県の地震対策に着実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、資料 1 に戻っていただきまして、「熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進」の 2 点目に挙げております「避難者名簿の整備にかかる市町への必要な助言や支援」という項目についてでございます。これも先ほどの資料 3-2、震災対策編の 101 ページをご覧くださいと存じます。

101 ページの上から 3 行目でございますが、避難者名簿の整備につきましては、市町のおこなう業務でございますが、高齢者や障害者の方など、特に配慮が必要な避難者が円滑に支援を受け続けるには、避難者名簿等に記載すべき項目は一定の情報が必要であるということから、標準的な項目が各市町の避難者名簿に掲載されますよう県が情報提供をおこなう旨を明記するものでございます。

次に資料 1 に戻っていただきまして、「熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進」の 3 点目でございます。「男女共同参画の視点からの防災研修等」という項目についてでございます。こちらのほうも同じく資料 3-2 の震災対策編の 112 ページをご覧くださいと存じます。

こちらのほうの上から 3 行目でございますが、③といたしまして、「防災担当者への研修の充実」という項目で、県、市町、県警等の防災関係機関がその職員に対しておこなうべき研修の内容につきまして、イといたしまして、「防災教育の内容」に記載しておりますように、ページ中段の vii に、「内閣府の『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』に基づく避難所の運営に関する知識」というものを今回新たに記載をいたしますとともに、その少し下でございますが、⑤の「防災知識の普及、訓練」におきましても同様の趣旨を追記をさせていただくものでございます。

また資料 1 にお戻りをいただきまして、「熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進」の 4 点目に挙げております、「中小企業の業務継続計画 (BCP) の策定にかかる支援」という項目に

ついてでございます。こちらのほうも引き続き資料3-2の112ページをご覧くださいと存じます。

こちらの中ほどのところでございますが、④「企業防災の促進」という項目のイにおいて県の役割を、従来は、企業防災の促進について、「人材育成や情報提供等広報に努める」と記述をしておりましたが、今回、「中小企業に対して情報提供やBCP策定の支援に努める」と修正をさせていただきます、積極的に中小企業のBCP策定支援をおこなおうとするものでございます。

それではまた資料1のほうに戻っていただきまして、主な修正項目の大きな2点目の○、「平成28年台風第10号水害の教訓を踏まえた修正」についてでございます。

内閣府が作成をしておられます「避難勧告等に関するガイドライン」が、平成29年1月に改正されたことに伴いまして所要の修正をおこなおうとするものでございます。

まず1点目でございますが、この水害では、台風に伴います降雨によりまして河川が氾濫をいたしまして、岩手県の高齢者施設で9名の方がお亡くなりになりました。この被害の原因の1つといたしまして、「避難準備情報」が発令されていたにもかかわらず、その意図が伝わらず、適切な避難行動が取られていなかったという事例がございました。これを踏まえまして、高齢者等がまさに今避難を開始する段階であるということを確認するため、「避難準備情報」が、「避難準備・高齢者等避難開始」と名称変更されるなど、避難情報の名称が変更されたことに伴いまして、地域防災計画におきましても同様に名称を変更しようとするものでございます。

お手元の、これは資料2-1でございますが、地域防災計画の修正要旨の風水害対策編の3ページをご覧くださいと思います。ちょうどページの中段でございますが、「第4節 災害救助保護計画」という欄のちょうど真ん中辺りに、「90」と書かれた、90ページと書かれた辺りでございます。「避難勧告等に関するガイドライン」によりまして、避難情報の名称変更がおこなわれたことによる修正といたしまして、先ほども申し上げましたが、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、それから「避難指示」を、「避難指示(緊急)」と変更しております。この修正につきましては同様の修正が数カ所ございます。

次に資料1にお戻りをいただきまして、「平成28年台風第10号の水害の教訓を踏まえた修正」の2点目についてでございます。

社会福祉施設等におきましては、介護保険法や水防法などの規定によりまして防災対策計画を策定することとされておりますが、施設を利用する要配慮者の皆さんの避難の実効性を確保するため、地方公共団体は、この計画内容や計画に基づきます避難訓練の実施状況につきまして、定期的に確認すべきであると内閣府のガイドラインに示されましたので、この趣旨を受けまして地域防災計画にも明記をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料2-2、風水害等対策編の59ページから60ページをご覧くださいと存じます。

59ページのほうの下から2行目でございますが、クといたしまして、「防災対策計画の実効性の確保」という項目を新設しております。具体的には60ページの上から3行目でございますが、「県、市町が施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める」としております。

それから資料1にまたお戻りをいただきまして、主な修正項目の3点目でございます。「県の取組の反映」についてでございます。まず1点目の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進」についてでございます。

この計画は、地震防災対策特別措置法に基づきまして策定をするものでございまして、平成8年度を初年度といたしまして5年ごとに作成をしております。今回、平成28年度を初年度と

いたします第5次の五箇年計画が策定をされましたので、計画に基づき実施する事業の内容でありますとか規模について、地震防災計画に反映をさせようとするものでございます。具体的には資料3-2の震災対策編の48ページをご覧いただきたいと存じます。こちらの48ページのほう、この計画で、今後5カ年間にこなう事業の事業量等を、こちらの地域防災計画のほうに記載をさせていただいております。

それでは資料1のほうにお戻りをいただきまして、主な修正項目の2点目でございます。「県と市町との共同による被災者生活再建支援制度の創設」についてでございます。

平成25年9月の台風18号に伴います水害では、県内でも全壊や半壊等の被害が出たところでございます。しかしながら、被災者生活再建支援法に基づきます支援制度では、法の適用条件に該当しないということがございました。また、この法律では、半壊や床上浸水等は支援の対象外ということでございますが、先ほど申し上げた水害におきましては、これらの被害を受けた世帯も多数ございまして、そうした世帯への支援も必要でございます。

こうしたことを背景に、法による給付金に加えまして、この制度の対象にならない規模の被災を受けた方に対してまして、あらかじめ恒久的な支援制度を設けておくことが必要でありますことから、県内の市町と協議、検討をおこないまして、平成28年6月に県の独自制度といたしましてこの制度を創設をいたしました。今回この制度の計画方針や、その内容につきまして、地域防災計画に明記をさせていただくものでございます。

恐れ入ります、お手元の資料2-2、風水害等対策編の170ページから175ページにかけてご覧いただきたいと存じます。

170ページのところ、ちょっと見え消しで消している部分がございますが、修正前は、ページ中段から171ページにかけて、被災者生活再建支援法に基づきます支援金の支給について記載をしておりましたが、今回、この法による支援と滋賀県独自制度による支援に整理をしております。

172ページの6行目、2の「計画内容」の(1)に、「被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給」を記載をいたしまして、173ページの後半から(2)といたしまして、「滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画」を175ページまで記載をさせていただいております。県と市町の共同による被災者生活再建支援制度の創設につきましては震災対策編にも同様の追記をおこなっておりますが、そちらにつきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

申し訳ございません、資料1の2ページ目に戻っていただきたいと存じます。主な修正項目の3点目でございます。新たに締結をいたしました災害時応援協定等の追加についてでございますが、現行の地域防災計画には、災害時応援協定といたしまして、合計157件を位置付けさせていただいているところでございます。今回、この1年間に県が締結いたしました6つの協定につきましては、地域防災計画に新たに反映させようとするものでございまして、このページの下段に一覧表で、【別記】といたしまして記載をしております。

主な修正につきましては以上でございます。なお、組織改編等に伴います名称変更をされる場所もございまして、こうした単純な名称変更等軽微な修正につきましては、事務局一任としてご理解くださいますようお願いを申し上げます。

次の修正項目の4点目、「福井エリア地域原子力防災協議会での議論を踏まえた修正」につきましては、原子力防災室のほうから説明をさせていただきます。

## 事務局)

それでは引き続きまして地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案についてご説明をさせていただきます。

それでは資料5-1、5-2を説明させていただきます。その前に、今年度の修正について2点大きな修正がございます。

まず1つ目、原子力事業者の現状に即した時点修正、そして組織名称の改称に伴う修正でございます。そして2点目、原子力災害時の防護措置の1つとして、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域内、いわゆるUPZ内の一時滞在者に対する帰宅呼びかけを追加いたしました。それでは修正を説明しますので、資料5-1、5-2、主に5-2で説明をさせていただきます。

まず資料5-2の3ページ目でございます。アンダーラインを引っ張っている部分が修正でありますけれども、敦賀1号炉、それから高速増殖原型炉もんじゅ、および美浜1、2号炉の運転停止に伴う修正と、高浜3、4号炉の炉心燃料情報の更新をおこなっております。

続きまして12ページをご覧ください。12ページの下段ですけれども、これはちょっと軽微な修正ですけれども、防災関係機関の事務または業務の大綱について、安全規制担当省庁である原子力規制委員会の組織名や業務の内容を現状に合わせて修正をしたものでございます。

続きまして43ページをご覧ください。43ページの真ん中より上、「4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合」について。連絡先に、国の現状に合わせて、「地方放射線モニタリング対策官」を追加したものでございます。

続きましてその下、「第2 応急対策活動情報の連絡等」について、原子力事業者からの連絡方法等について現状に合わせて修正したものでございます。

続きまして55ページでございます。55ページの第4節の第2、真ん中より下ですけれども、「県民等に対する情報の提供」の(2)について。県から各市町に情報提供する以外に、「Lアラート」を追加いたしました。

次に59ページをご覧ください。真ん中よりちょっと下ですけれども、「第4 退避、屋内退避等の防護措置の実施」に、警戒発生時にUPZ内に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけることを追加いたしました。

スクリーンのほうをご覧ください。と分かりますけれども、フェーズ3ですね。フェーズ3がある施設敷地緊急事態に至りますと、UPZ内には屋内退避の準備指示が出されます。それに先立つ警戒事態に至った段階で、観光客等の一時滞在者に対し帰宅を呼びかけるというものでございます。これは国、福井県、京都府および滋賀県等で構成する福井エリア地域原子力防災協議会での議論を踏まえまして、各自治体における対応を知らせるためにおこなう修正でございます。以上、主な概要の説明でございます。

**議長)**

はい、ただいま事務局から説明がありました滋賀県地域防災計画の修正につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

よろしゅうございますか。大変大部にわたる、また一部、細部にわたるものでございますが、この間発生いたしました震災等、災害等を教訓に、また国において修正されたことを受けて本県の計画を修正しようというものでございます。

ご質問等ないようでございますので、それではこの滋賀県地域防災計画の修正についてお諮りをいたします。滋賀県地域防災計画の修正を、今ご説明させていただきました事務局案のとおりすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

**議長)**

はい、それではご異議ないものと認めます。したがって、滋賀県地域防災計画の修正につきましては事務局案のとおり承認させていただきます。どうもありがとうございました。

次に、次第に従いまして、報告事項に入らせていただきます。1つ目、平成29年度滋賀県総合防災訓練につきまして。2つ目、原子力災害にかかる滋賀県広域避難計画の修正につきまして

て、事務局からそれぞれ報告をお願いいたします。

#### 事務局)

はい、失礼いたします。それではお手元の資料 6-1 をご覧いただきたいと存じます。「平成 29 年度滋賀県総合防災訓練実施概要 (案)」についてでございます。

平成 29 年度の開催地域でございますが、3 の「場所」というところに記載のとおり、南部地域の草津市、守山市、栗東市および野洲市におきまして開催することといたしております、4 に記載しております、主会場となります草津市の矢橋帰帆島公園多目的グラウンドを中心といたしまして、分散型での実施を予定をしているところでございます。

実施日時につきましては、2 に記載のとおりでございますが、主会場および草津市会場につきましては 9 月 10 日の日曜日。それから、守山市会場と栗東市会場につきましては、8 月 27 日の日曜日のいずれも午前中を予定をしております、野洲市会場につきましては現在調整中ということでございます。

また、新年度になりましたら、草津市、守山市、栗東市、野洲市、それから湖南市と広域消防局および県におきまして実行委員会を立ち上げさせていただきまして、8 月までの間に関係機関会議等を開催させていただき、訓練実施に向けた準備をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。本日お越しいただいております各関係機関の皆さまにおかれましても、今後訓練へのご参加等につきましてご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。説明は以上でございます。

#### 事務局)

それでは引き続きまして資料 6-2、「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画の修正について」をご説明いたします。

まず 1 枚目ですけれども、まず修正の概要についてです。1 点目。熊本地震を踏まえまして、大規模地震と複合災害時における屋内退避の考え方など屋内退避に関する内容を追加しているものでございます。2 点目。「滋賀県版 UPZ」を「UPZ」に修正をいたします。これは、本県はこれまで独自のシミュレーション結果を踏まえ、国の基準であるおおむね 30km を超えて「滋賀県版 UPZ」としておりましたが、今般、国との調整がついたことから、「滋賀県版」を取り「UPZ」とするものでございます。それから 3 点目。一番下でございますけれども、今年度の訓練結果を踏まえた修正をしております。具体的には次の広域避難計画で説明をさせていただきます。

まず避難計画。6 ページ目をご覧ください。6 ページ目から 7 ページ目にかけてですけれども、6 ページ真ん中辺に、「5 屋内退避」という項目を追加しました。これは、熊本地震では震度 7 の地震が同一地域で続いたことから多くの建物が倒壊しました。スクリーンに映っているかと思いますが、この経験から、今後、大規模地震の際には、家屋倒壊により屋内退避が実施できない場合や、更なる揺れへの恐れから屋内にとどまることを住民が懸念する可能性がございます。このため、7 ページの上から 4 行目、(3)「大規模地震との複合災害時における屋内退避の当面の考え方」として次の 2 例を明記しております。

まず 1 つ目でございます。家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において屋内退避を実施するものでございます。それから 2 つ目。再度の地震等により屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動する。今後このような考え方に基づきまして、国および関係機関と協議をおこない、手順の明確化を図っていかうとするものでございます。

続きまして 8 ページから 9 ページ目にかけての(4)「避難用バスの確保」についてでございます。その⑤ですね、9 ページ目⑤です。避難用バスの集結場所の確保に関する項目を追加いたしました。これは本年度、避難用バスの配車訓練をおこなっているなかで、住民の集会場

所である小学校等に十分な駐車スペースがなく、付近での駐車スペースの確保が課題となったことから修正をおこなうものでございます。

それから10ページの下から11ページにかけてですけれども、2、「避難中継所の設置」の(5)、この四角の中ですけれども、ここに、「高島市今津総合運動公園」と、「高島市朽木中学校」を追加いたしました。スクリーンにございますかね。これまで高島地域の避難中継所は、地図の右下の新旭体育館と道の駅藤樹の里の2カ所を指定しておりました。しかし、今津地域および朽木地域の住民の避難動線を考えますと、より合理的な場所にある今津総合運動公園と朽木中学校を新たに指定したものでございます。

なお、今年度の実動訓練では、今津総合運動公園を実際に避難中継所として活用しまして、その有用性を確認したところでございます。朽木中学校については今後の訓練のなかで有用性の確認を図っていく予定でございます。以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

#### 議長)

はい、今報告事項として大きく2つ、事務局から説明がございました。まず1点目の来年度の滋賀県総合防災訓練につきましては、草津でおこなうと。県の防災訓練は草津でおこなうということですね。9月10日に草津で開催するというところでございます。この点につきまして何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

大きな2つ目。原子力災害にかかる滋賀県広域避難計画の修正について。この間の訓練ですとか、熊本震災を教訓とした指摘から、屋内退避の在り方、また「滋賀県版UPZ」を「UPZ」に改めることなどなどご説明がございましたが、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。なければ本日の議題等は以上になります。私と事務局しか発言しない会議もなんですので、せっかくの機会に、何かございましたら。それ以外のことで結構でございます。ご意見、ご質問、ご所感等ございましたら。

#### 近畿地方整備局)

資料の中でBCPの話がありました。実は私どもも確かに総合行政ではありますが、建設業に特化しているわけですけれども、災害が起こると、まず通れる道路をつくらないといけません。橋が壊れたら直さなければいけません。あるいは堤防が決壊すると、それを早く閉めないといけません。ということで、いろんな関係機関と仕事をするのですが、建設業一人がしているんじゃないかと。もっと早く動いてもらわないと緊急車両も通れない。われわれもBCPに相当力を入れております。

ただ、大きな業者のほうがBCPを取る率が高い。われわれも、大きく4つ、ABCDというランクがあるのですが、Cランクで大体三分の一ぐらいですね、BCPを取っていただいているのは。もう少し下のDランクになると十何パーセントです。実際作業をすると、非常に失礼な言い方ですが、なかなか、大林とか、小回りが利くわけではなくて、地元の建設業者さんが動いてくれないと、まずいろんな道路が通れるようにならない。という意味では、ぜひ県のほうでも、そういうところに力を入れていただいでやっていただければ、災害が発生したときに、いろんな災害時の活動が、少しでも早くできるのではないかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 議長)

はい。重要なお指摘を頂きました。ありがとうございます。何かお答えをできるようなことございますか。

### 土木交通部)

業者の選定に当たりまして、例えば入札のなかで総合評価をやっておりますけれども、そのなかで地域防災計画への協力、そういったものにつきましても、それを主観点として見ていくというようなことで、地元の業者が地域密着で、例えば、こういった大災害では無理ですけれども、今回除雪につきましても、すぐ対応できるようにということで、除雪につきましてもそういった入札のなかで見るといようなかたちで県内の業者の育成に努めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

### 議長)

はい。そういう業者の育成と同時に、それら業者のBCP対策ということでご指摘を頂いたと承知いたしましたので、近畿地整さまのいろいろなお取組も参考にさせていただきながら、県内の小規模建設会社のBCP対策をぜひ高めたいと思いますので、また今後とも連携のほうよろしくお願いたします。

その他、何かございますでしょうか。

### 滋賀県社会福祉協議会)

報告ですけれども、今年から、「えにしの日」という取組を始めました。

これは、県の社会福祉協議会というよりは、滋賀県内の72の災害時要配慮者の方たちの支援、それから当事者の方たちのグループ、その72の団体がつくっております災害時要配慮者支援ネットワークと、それから、県の社協もですし、民間の福祉関係者がつくっている滋賀の縁 創造実践センター、そして県の関係者の方たちと初めて取組をしました。

3月11日を、東日本大震災が起こったこの日を、命を守るということは、それぞれの地元地元で、住民の方たちだけじゃなくて、やはりそこにいらっしゃる関係者の方、特に専門職の方と地域の住民の人たちが支え合っていく、そういう命を守り合えるコミュニティーを改めて認識して、大事にしていこうという日にしようということで日を制定しました。

3月9日から15日、「えにし週間」ということで、無理やりと言いますか、勝手に決めたわけですけれども、相談させていただきながら決めまして、この日に取り組んだことは、ユーザ一側の視点、実際に配慮を要したり、それから逃げるという行動を取るユーザ一側の視点で防災計画なり避難計画なり、いろんなこうやって定められた計画を実際なぞりながら、そのことを検証もし、必要なことを、提案もすることもあればしっかりと提案をしていく、そういうふうになりました。

今年初めての取組でしたけれども、ありがたいことに12の団体がこの1週間で訓練をしまして、まだ最終的に何がどう見えたか、どういう課題が分かったかということは全体取りまとめておりませんが、初めて福祉避難所のマニュアルを見て、福祉避難所の設営を職員と一緒にやったんです。老人ホームですとか認知症の方のグループホームが、家族の皆さんとともに、このときに、グループホームに入っているいらっしゃる認知症の方たちはここに逃げるのよということを実際に歩いて、行って見て、家族の方にもそれを知っていただいたり、消防署の方に来ていただいて、盲ろう友の会の方たち、重複障害の方たちが実際に自治会の方と一緒に話をお聞きしたりということができました。

これは、1つの関係者ではなくて、いろんな方たちと一緒にできたことですし、9月にされる総合防災訓練とまた違う立場から、現場から物事を見るということで、来年度もしっかり続けていきたいと思っておりますので、皆さん、また、ともによろしくお願いたします。

### 議長)

はい、今も大変重要なご指摘を頂きました。3月11日が「えにしの日」ということで、東日

本大震災が発災したことを受けまして、6年経ちましたけれども、命を守る日、命を守り合える、つながりを保つ日にしようということで、社会福祉協議会さまはじめ滋賀の縁 創造実践センターの皆さま方がこの日を定めていろんな取組をされているということでございます。

今日も、日本語でやりましたけれども、いざというときどう逃げていただくかというときには多言語でご案内することですから、今日は手話通訳は置きませんでしたけれども、いざ逃げてください避難していただいたときには、そういったコミュニケーションの取り方等々も大変重要な課題になってくると思いますので、今回のいろんなお取組いただいた取りまとめを来年度早々にされるということでございますので、またそういった内容もしっかりと共有いたしまして、この計画の実効性を高めることに使ってまいりたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

その他、何かご報告、ご意見、ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、若干時間等早うございますが、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。それぞれ円滑な進行にご協力いただきましたこと感謝申し上げ、本日の計画、しっかりと、いざというときに活用すべく不断のお取組を要請いたしまして私からの進行を終了させていただきます。

#### 司会)

それでは、これを持ちまして平成 28 年度滋賀県防災会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(終了)